

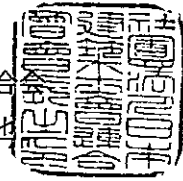


平成 22 年 11 月 4 日

国土交通大臣 馬淵 澄夫 様

(社) 日本建築士会連合

会長 藤本 昌也



(社) 日本建築士事務所協会連合会

会長 三栖 邦博



(社) 日本建築家協会

会長 芦原 太郎



(社) 建築業協会

会長 山内 隆司



建築基準法の速やかな一部改正等の要望について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

去る 10 月 22 日に、国土交通省の「建築基準法の見直しに関する検討会」において、かねてから検討されて参りました「三つの課題に係る当面の見直し方向等」がとりまとめられました。国土交通省では、この検討会の検討結果を受け、今後、政務三役において、所要の検討がなされ、然るべき措置が講じられると聞き及んでいます。

つきましては、以下の事項について、建築基準法の速やかな一部改正を要望します。

1 構造計算適合性判定制度の実施方法について

建築確認と構造計算適合性判定の審査のワンストップ化の導入

2 構造計算適合性判定制度の対象範囲について

対象範囲について、専門的観点から検討する技術委員会の早期設置とその検討結果に基づく所要の法律改正

また、建築に関わる多くの関係者は、三つの課題に限ることなく建築基準法等に関連して改善されるべきものについても早急に措置されることを期待しているところであります。

つきましては、検討委員会に於いて提起されました建築基準法、建築士法の改正に関わる意見につきまして、早急に検討を開始していただくよう、ご高配をお願いいたします。